

石川県仕事と生活の調和推進会議設置要綱

1 趣旨

仕事と生活の調和の実現については、平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という。)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)が制定されたところであるが、憲章及び行動指針においては、国に求められる役割として、国民の理解や政労使の合意形成を促進すること等により、国民運動を通じた社会的機運の醸成に積極的に取り組むことが重要である旨指示されている。

このため、「石川県仕事と生活の調和推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置し、労使をはじめ地方公共団体、学識経験者等から幅広く意見を求め、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成の促進を図ることとする。

2 委員

委員の構成は、原則として、労使、地方公共団体及び学識経験者等とする。
議長は、学識経験者等の中から選出するものとする。

3 内容

社会全体で働き方の改革を進め、仕事と生活の調和を実現するため、以下の事業を行うこととする。

- ①地域の特性を踏まえた提言・目標設定
- ②仕事と生活の調和推進事業におけるモデル事業の実施企業の選定
- ③仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集・情報提供等の支援
- ④仕事と生活の調和推進事業における取組結果の検証

4 事務局

本推進会議の庶務は、石川労働局総務部企画室において処理する。

附則 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。